

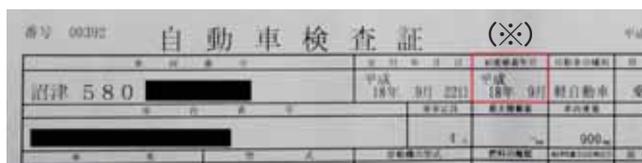
税制改正により平成27年4月1日から

## 軽自動車税の税率が変わります

平成26年度の税制改正により、平成27年度から平成28年度にかけて軽自動車税の税率が変更になります。車両の種類や新規検査年月によって、適用される税率が異なりますので自動車検査証などをご確認ください。

### 三輪および四輪以上の軽自動車の税額

初年度検査年月により、現行税率、新税率、重課税率（平成28年度）のいずれかに変わります。（※）



車種区分		現行税率	新税率	重課税率
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

### 原動機付自転車・小型特殊自動車・バイク等の税額

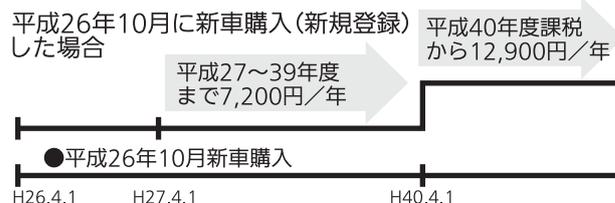
登録されている次の車種の車両全てに平成27年度から新税率が適用されます。

車種区分（排気量）	現行税率	新税率
第一種原付（50cc以下）	1,000円	2,000円
第二種乙原付（51cc～90cc）	1,200円	2,000円
第二種甲原付（91cc～125cc）	1,600円	2,400円
軽二輪車（250cc以下）	2,400円	3,600円
二輪小型自動車（251cc～）	4,000円	6,000円
小型特殊自動車（農耕用）	1,600円	2,400円
小型特殊自動車（その他）	4,700円	5,900円
ミニカー（50cc以下）	2,500円	3,700円

※四輪乗用自家用の場合で、それぞれの税率を3つの図例で説明すると・・・

#### 現行税率とは

現行税率は、平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、新規検査から13年を経過するまで適用されます。（図例1）



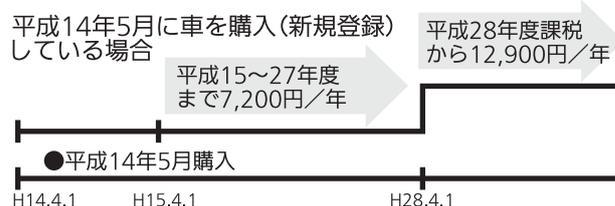
#### 新税率とは

新税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両で、新規検査から13年を経過するまで適用されます。（平成27年4月1日登録の場合は平成27年度より適用されます）（図例2）



#### 重課税率とは

平成28年度以降、最初の新規検査から13年を経過した環境負荷の大きい自動車に対して、環境配慮型税制が実施されます。※平成14年12月31日以前に最初の登録を受けた車両から対象となります。（自動車検査証の初年検査年月日が平成14年12月以前の車両）（図例3）



税金は納期限内に納めましょう

## 11月から12月は県下一斉の滞納整理強化月間です

納税は国民の3大義務のひとつです。納付していただいた税金は、道路や河川、各種公共施設の整備および維持管理、社会福祉や教育、そのほか三島市民が快適な生活を営むために使われます。

### 市税の納め忘れはありませんか

市税を滞納することは財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。そして、何よりも、納期限内に税金をきちんと納付していただいている大多数の納税義務者との公平性を欠くことになります。このため、市では、納付できるのに納付しない悪質な滞納者に対し、財産の差し押さえなどの滞納処分を行っています。

### 納税できない特別な事情のある人は 早めに納税相談にお越しください

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納めることが困難な人や、滞納税が一括で納付できない人は、そのまま放置せず、必ず収税課にご相談ください。

問合せ 収税課 (☎983-2629)

納税相談  
納税窓口

- ▶平日の午前8時30分から午後5時15分まで
  - ▶第2・第4金曜日（祝日の場合は前日、12月は第3金曜日）の午後5時15分～午後7時30分
  - ▶第4日曜日（12月は第3日曜日）の午前9時～正午
- ところ 市役所西館1階収税課

平成26年度

## 第2回インターネット公売

**参加申込み** 11月5日(水)午後1時～18日(火)午後11時  
**入札期間** 11月25日(火)午後1時～27日(木)午後11時  
**下見会** 11月7日(金)午前9時～午後4時（市役所本館 玄関ホール）

### 参加方法

- ① **Yahoo! Japan のIDを取得** Yahoo! Japan のホームページで、Yahoo! Japan のIDを登録  
※市ホームページのトップページ「お知らせ」から、直接アクセスできます。
- ② **公売参加申込み** Yahoo! Japan のインターネット公売の画面で、入札する物件ごとに参加申し込み。  
※申し込みが無いと入札できませんので、興味のある物件は申し込みしておくことをお勧めします。
- ③ **公売保証金の納付** 公売物件ごとに決められている保証金を、クレジットカードで納付します。  
※落札者以外の公売保証金は返還されます。
- ④ **入札** 事前に申し込みしたものに限り、入札できます。また、終了時刻まで何度も変更できます。（不動産を除きせり売り方式）※入札参加前に直接公売

物件を見ることができ下見会を開催しています。

⑤ **落札** 落札者に Yahoo! Japan および市から、落札決定メールが送られます。

⑥ **代金の納付** 市からの案内に従い、代金を一括納付

⑦ **公売財産（落札したもの）の引き渡し**  
市が代金の納付を確認後、引き渡します。

問合せ 収税課 (☎983-2760)



◀◀今回出品の一例

